

平成 23 年度久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 推進協議会  
第 7 回会議 議事録

開催日時：平成 23 年 12 月 15 日（木）17:30～19:30

会 場：久留米市役所 2 階 くるみホール

出席委員： 日高委員 加藤委員 大石委員 友安委員 荒巻委員 柴田委員 柄澤委員  
西田委員 濱本委員 久保委員 足達委員 岩坂委員 諸藤委員 伊藤委員  
四ヶ所委員 縄崎委員 猪口委員

欠席委員： 5 名

傍 聴 者： 0 名

■次第

I. あいさつ

II. 報告

1. 介護保険運営状況について（2） . . . 資料 1

III. 議題

1. 第 5 期介護保険料の段階設定について . . . 資料 2

IV. その他

II. 報告

事務局より資料 1 に基づき報告ののち質疑応答

○ A 委員

被保険者や認定者数の伸びの推計の根拠はあるのか。

○ 事務局

人口推計はコーホート法に基づいている。認定者数は人口推計をもとに国から交付されたワークシートに当てはめて推計している。

○ B 委員

P 7 で「認定率が高い 85 歳以上の人口の伸びは、」と出てくるので、P 2 認定者数の状況に年齢別・性別の認定者数を出してもらいたい。平成 23 年度は認定率 18.66%だとそれ以外の 81%のお年寄り元気だと読まれてしまうので、85 歳以上の認定率はすごく高くなるという統計をどこかに示してほしい。また P 4・5 で「(介護予防)」とされているが、介護予防を含むという意味なのか。最後に P 4・5・6 にある認定者数がすべて一緒だが、その説明をお願いしたい。

○ 事務局

確かに認定率の状況の資料までつけた方がわかりやすいが、以前説明したことがある。参考までに85～89歳の認定率は51%程度、90歳以上は75.3%。一方、70～74歳は6.1%とかなり低くなっている。

2点目は、言われるように介護予防を含むという意味。介護予防給付で要支援1・2の方のサービス給付費を含むことになる。

P4・5・6の認定者数と第1号被保険者数は参考までに載せたもので、全部同じ数字である。その給付を受けている方の認定者数を載せたわけではない。

○ C委員

P3の地域支援事業費の実績が低いのは、実施できない計画が多くあったということなのか、説明をお願いしたい。

○ 事務局

事業委託をしていて、安く委託できたため。

○ 事務局

計画時点では「全体の給付見込み枠に対して何%まで」という形で予算をあげている。各事業を積み上げたのではないので乖離がある。計画したものを実行していないので、というのではない。きちんと積算したものではなかったための乖離。今後のあり方については現実に即したものを上げていきたい。

○ C委員

やるべきものをやっていないと言うことではなく、見込みに対して安くなったということか。

○ 事務局

委託事業が安くなった部分もあるし、主な原因は数字の上げ方。

○ C委員

余っているのなら他の事業に回してほしい。

○ 事務局

第5期は数字の上げ方を変える。

○ B委員

P3決算状況で21・22・23年度すべて実績が下回っているが、剰余金の使い方はどのようなになっているのか。

○ 事務局

保険料の剰余金については、次期計画の保険料の軽減に使われることになる。今回で言えば、必要なものを残して、それ以外の部分は第5期計画の保険料の軽減に使われる。

### III. 議題

事務局より資料2に基づき報告ののち質疑応答

○ D委員

よくわからなかった。資料は第1号被保険者の内容になる。第2号の40～64歳はどうなっているのか。

○ 事務局

第2号被保険者の算定は、各医療保険の中で保険料相当分を健康保険から差し引かれることになる。計算の仕方は、国民健康保険加入者は所得割+均等割で算定される。職域の医療保険加入者は標準報酬月額+賞与額に介護保険料率をかけて算出する。社会保険診療報酬支払基金という全国の支払い基金に一旦集められ、実際にかかった費用に基づき配分される。

○ D委員

全体の介護保険の中で第1号と第2号の税率があると思うが、どれくらいの税率を予定して出しているのか。

○ 事務局

介護保険の財源は、給付費の50%は公費、残り50%は保険料。第1号の負担割合は第4期では20%、第5期では21%分になる。3年間全体の給付費の見込みを出して、その分の21%を必要枠として出し、被保険者の段階別の該当人数や割合にかけて割り戻した金額が基準額となる。

○ D委員

どれくらいの増収が見込まれるのか。段階が多すぎるのと、目標がどれくらいなのかよくわからない。

○ 事務局

給付費の見込みが算出されていないので金額は次回以降に示したい。

○ A委員

複雑すぎると確かにわからない。

○ 事務局

第5期については、全国的に月額1000円程度上昇の見込み、年額では12000円でそれぞれの保険料の割合がかかってくる。そういう状況の中で段階をどう分けるかで、例えば試算2だと12円上昇、というような見込みになる。

○ D委員

平成23年度は税込と給付額は赤字なのか。

○ 事務局

赤字になる。計画初年度は黒字、中間年度はちょうどくらい、最終年度は赤字。そのように均衡を保っている。

○ D委員

介護給付費の準備基金の取り崩しはどれくらいなのか。

○ 事務局

約10億円になる。

○ A委員

わかりにくいので余り細分化するのもどうかと思う。

○ B委員

人数を65,863人で計算しているが、資料1のP7の人口推計とは違うがなぜか。

○ 事務局

試算の人口は所得把握の関係で23年4月1日現在のもの。実際の保険料の算定は3年間の24・25・26年度の人口推計で計算することになるので多少のズレがでる。

○ A委員

負担割合の係数も変えることができるのか。

○ 事務局

割合についても金額の区切りについても、保険者は5段階以上の部分について、自由に決めることができる。

○ A委員

保険料の決め方のルールは国で決まっている部分と保険者が決められる部分があり、操作できる部分についてここで議論したい。

第4期全体では黒字になると思うがどれくらいになるのか。それをできる限り保険料引き下げに活用したい。

○ 事務局

剰余金の状況は第3期が終わった時点で12億円程度あり、うち4期に約6億円繰り入れ保険料引き下げに活用した。4期が始まったときは6億円が残っていたので、純粋に4期だけで4億円ほど黒字になった。合計で約10億。可能な限り5期保険料の引き下げに活用したい。

○ E委員

試算は5期を賄えるように出しているのか。

○ 事務局

今回の試算は段階について意見をいただくために出している。基準額については4期と同じ4,720円を出しているので、保険給付費自体はこれでは足りない。今後の審議会で給付費を反映させたものを示すことができると思う。

○ E委員

はっきりした額面は今後明確になっていくと理解した。前回、所得の多い方に負担してもらった方がいいという意見もあったが、10段階の設定にしたのはよいと思う。

年金支給の年齢が引き上げられるので無年金の方も今後出てくると考えられるが、そこからも介護保険料を徴収するのか。

○ 事務局

単身で無収入の方は、現実的には生活保護の対象になると思われるが、この場合も介護保険の制度は保険料を負担してもらうことになっている。生活保護費に保険料分を上乗せして支給する、という仕組みになっている。

○ E委員

無年金の方は、生活保護費を受給すれば、生活保護費から徴収するのか。

○ 事務局

他に収入がなければそうなる。

○ E委員

年金支給年齢が上がると無年金の方が今後どんどん増えると思うので、それへの対策が必要かと思う。

○ F委員

介護保険料の収納率はどうなっているのか。生活保護も支払った上で徴収されることだが、極端に言えば使ってしまうと保険料は取れないことになる。年間18万円以上年金があれば保険料は年金から徴収されるが、他はどのようにしているのか知りたい。

○ 事務局

平成 22 年度は、収納率 98.26%の状況。生活保護については全員ではないが代理納付という制度がある。支給される生活保護費のうち介護保険料相当分を久留米市の生活支援課から直接介護保険課にもらっている。

○ F 委員

年金から特別徴収されていない、普通徴収の方は何%くらいか。

○ 事務局

特別徴収が 89%で年金天引き、残り 11%が納付書で納めてもらう普通徴収。

○ A 委員

そこの未納率は高いのか。

○ 事務局

特別徴収の収納率は 100%、普通徴収に未納が発生している。

○ F 委員

今度保険料が上がって 5,700~5,800 円になるとすると、納める方は厳しい。その場合サービスの充実やアップする説明を具体的にしてほしい。結果の提示だけでなく、結果の理由の説明がほしい。保険サービスも保険給付外のサービスもあるので、久留米市内だけでなく市外のサービスとの比較をした資料を出してほしい。市民も他の中核市と比較すれば、久留米市の良いところ悪いところがわかりやすい。

○ A 委員

金額の額面とその価値に関する感覚が違っているので、是非サービスの充実や広報の面もきちんとしてと比較的わかりやすくなる。

○ F 委員

保険事業は以前から比較のしようがないとか結果がわかりにくいといわれているが、他の県・市町村や中核市などとの比較をやっていたら、わかりやすい。

○ G 委員

どの程度まで多段階化ができるのか。また P 9 では割合が一番大きくした場合 2 倍とあるが、上限はあるのか。

○ 事務局

段階設定の上限は特にない。システムで運用しているので管理上の限度はある。割合についても特に規定はない。

○ B委員

第1段階の方がやはり気になる。保険料の年額が上がっていくと、老齢年金だけ支給されている方は払えるのか。このあたりを考えてもいいのでは。

○ 事務局

老齢年金だけでは確かに厳しい。市の制度と保険料の減免の制度がある。第1段階の保険料額からさらに引き下げるというものを準備している。減免の考え方の基準になるのは生活保護費になる。

○ A委員

最低のところのセーフティネットは必要。

#### IV. その他

○ H委員

「高齢社会をよくする会」から質問を預かってきている。介護相談員が施設を回って相談を受けているが、その方たちの白書が以前は出ていたが出なくなっている。できれば相談員の意見や回った結果を公表してほしい。

○ 事務局

以前は毎年報告書を出していたが現在は作成していない。介護相談員は入所者・家族から相談を受けて、施設とをつなぐ橋渡しの役割。相談員の活動状況と内容は、協議会等の場で報告させてもらいたい。

○ 事務局

今、計画の素案を準備しているが、年明けに見てもらいたい。

以上